

八街市学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) 運営マニュアル



八街市教育委員会
令和 7 年 4 月

目 次

I	学校運営協議会制度の趣旨	1
1	学校運営協議会制度の仕組み	2
(1)	学校運営協議会制度の権限・機能	4
(2)	学校運営協議会と学校評議員の違い	5
II	学校運営協議会の運営	
1	学校運営協議会の年間の流れ	7
2	学校運営協議会委員の推薦及び委嘱	8
(1)	委員の定数	8
(2)	委員の任期	8
(3)	委員の選出区分	9
(4)	委員の守秘義務について	11
3	会長及び副会長の選出	11
4	学校運営協議会における基本方針の承認について	12
5	学校運営協議会における意見の申出について	13
6	公開について	14
7	学校評価について	15
III	学校運営協議会 Q & A	16
IV	参考資料	
1	八街市学校運営協議会の設置等に関する規則	20
2	八街市学校運営協議会の運営に関する要綱	25
3	八街市立学校における学校運営協議会の傍聴に関する基準	33
4	参考様式	36

I 学校運営協議会制度の趣旨

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置した学校を指します。

「学校運営協議会」とは、教育委員会により任命された学校運営協議会委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクールは、学校と地域が一緒になり、子どもの教育に取り組むことができる「地域とともにある学校」への転換と「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることをねらいとしています。コミュニティ・スクールを導入することで、地域の力を活かし、地域一体となって魅力ある学校づくりを進めることができます。

期待できる効果としては ……



子ども

- ・地域を知ることによって地域のよさに気付き、ふるさとを大切にする心が育つ。
- ・様々な体験をしたり、学びを充実させたりすることができ、学習意欲の高まりや地域への理解の深まりが期待できる。
- ・地域の方とのふれあいを通して、社会性やコミュニケーション能力が培われる。



保護者

- ・保護者同士や地域の人々との人間関係を構築できる。
- ・地域の中で子どもたちが育てられているという安心感が生まれる。
- ・学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が期待できる。



地域住民

- ・学校を中心に地域がつながり、地区の祭りや行事などの地域の活動が活発化する。
- ・社会総がかりでの教育が充実し、地域の教育力の向上につながる。
- ・教育活動に参画することが、地域住民がもつ知識や技能を生かす場となるとともに、子どもたちをとおして、地域住民の生きがいづくりや自己実現につながる。



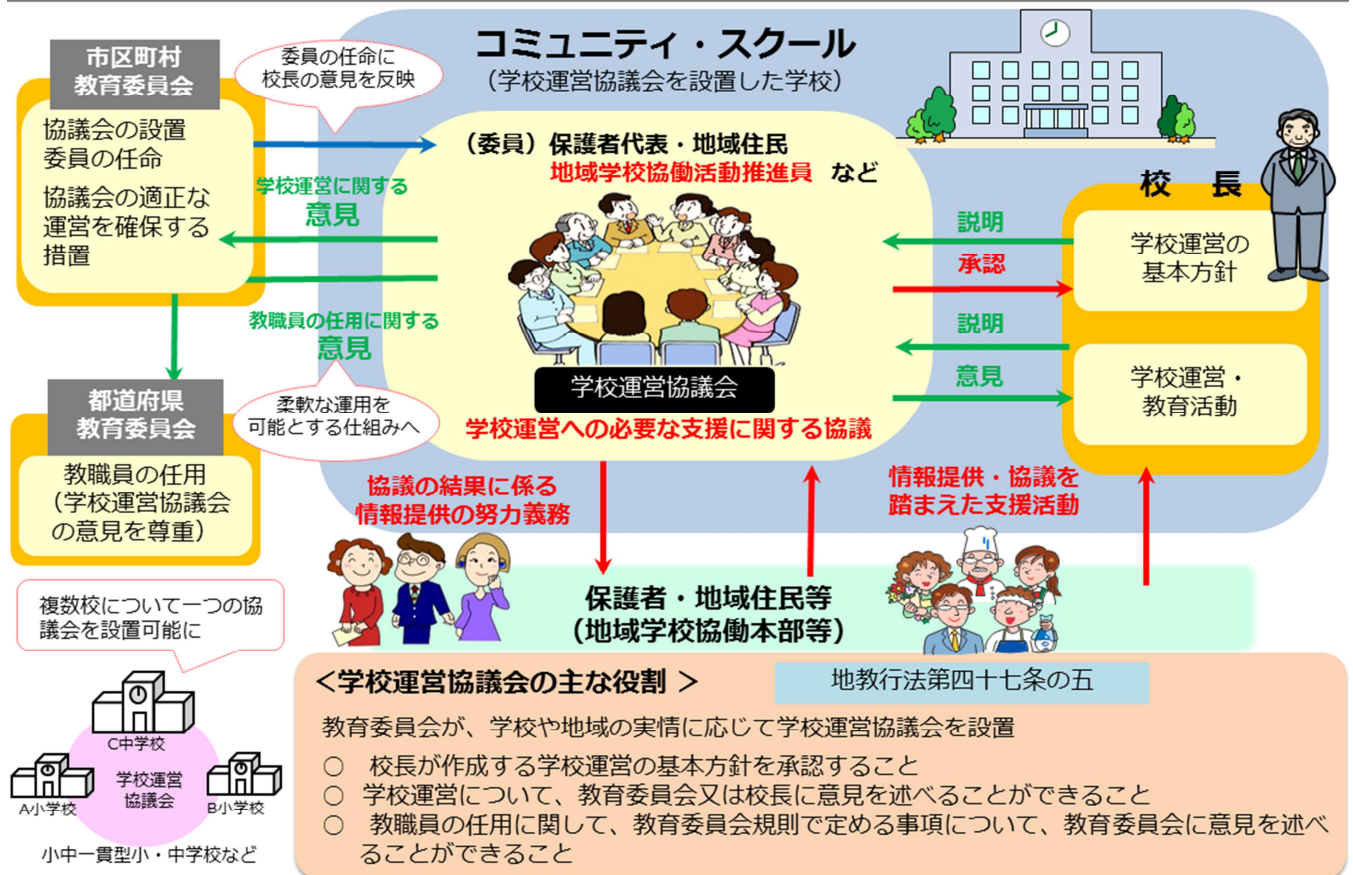
学校職員

- ・地域の協力を得ることにより、本来教職員が担うべき役割に専念することができ、子どもと向き合う時間が増えるなど、教職員の負担軽減につながる。
- ・教職員と地域住民が連携・協働する機会が増えることで、教職員の地域人材や地域素材に対する理解が深まり、地域に根差した教育を行うことができる。

などが考えられます。

Ⅰ 学校運営協議会制度の仕組み

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



【出典：文部科学省ホームページ(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/)】

学校運営協議会制度の仕組みを導入することによる3つのメリット

① 組織的・継続的な体制の構築＝持続可能性

学校運営協議会制度は、校長や教職員の異動があっても、地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

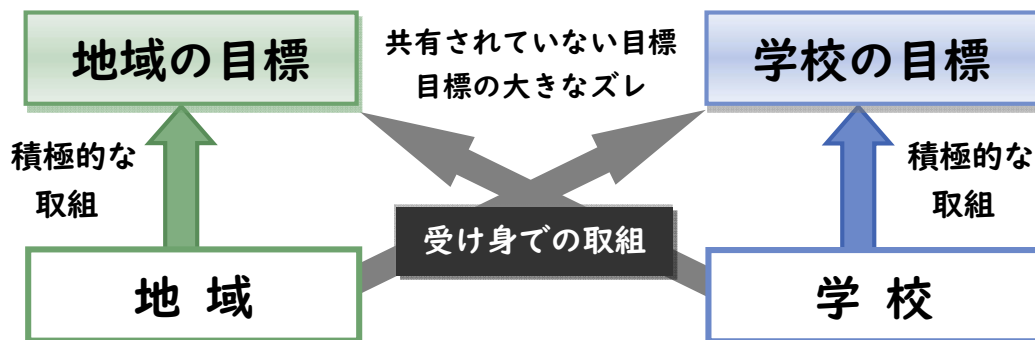
② 当事者意識・役割分担＝社会総がかり

子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。

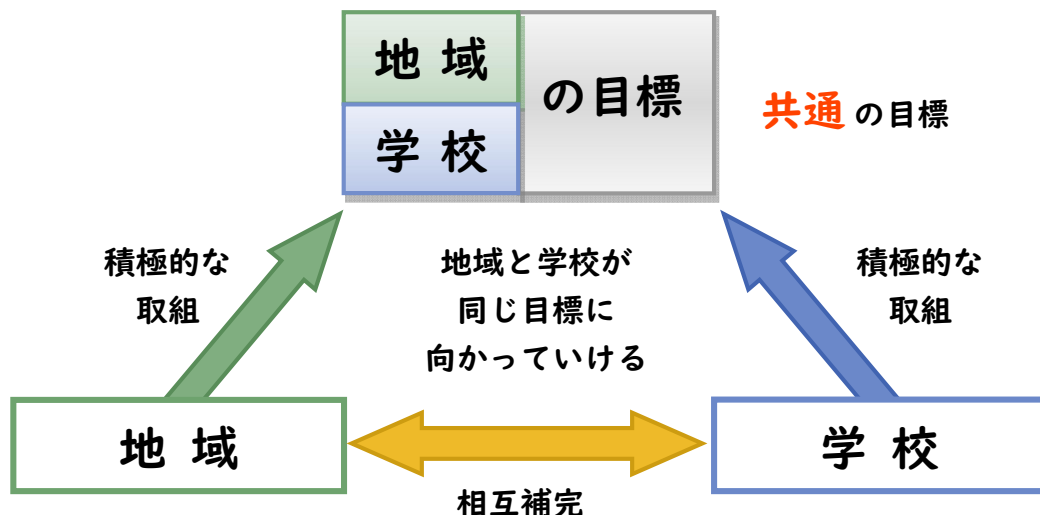
コミュニティ・スクールを導入するまでは ……



地域と学校の目標に大きなズレがあったり、その目標が共有されていない場合、お互いに「頼まれたから、やる」や「この前、手伝ってもらったから、やる」といった受け身の姿勢になってしまうことがあります。

これでは、地域にとっても学校にとっても、直接的に自分たちのメリットとならないため、「**負担感**」や「**やらされ感**」があり「**不満**」がたまる可能性があります。

コミュニティ・スクールを導入すると ……



共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ、子どもたちへの教育効果も大いに期待できます。「**地域と学校が一体**」となって、「**役割分担**」をしながら、それぞれが「**主体的**」に取り組むので、お互いに「**達成感**」を味わうことができます。

(1) 学校運営協議会制度の権限・機能

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する【必須】
- ② 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる【任意】
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる【任意】
[地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5]

教職員の任用に関しては、「八街市学校運営協議会の設置等に関する規則第12条の規定により、「学校運営の基本方針の実現に資する事項」及び「教育上の課題を踏まえた一般的な事項」について、学校運営協議会が教育委員会に意見を述べるができます。

ただし、特定の個人に関する事項や分限処分・懲戒処分に関する事項は対象となりません。

この際、校長は学校運営協議会に対し、校内体制の状況等について十分に説明し、共有しておくことが重要です。

また、学校運営協議会は合議体の機関なので、個人としての意見が尊重されるものではありません。

任用に関する意見の例

小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許を持った教員」の配置を要望

次年度は、複数の学年で個別指導が必要な児童がいることから「学習支援員」の複数配置を要望

若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性を持った教員」の配置を要望

「部活動の専門的知識をもった教員」の配置を要望

※ 様々な事由により、特定の教職員を異動させる等の個人的な意見を述べることはありません。



（２）学校運営協議会と学校評議員の違い

学校評議員制度は、評議員一人一人が個別に校長に意見を述べる仕組みですが、学校運営協議会は、委員が学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に意見を述べることで一定の権限を有する合議制の機関です。

そのため、委員の当事者意識の向上、役割分担の明確化により、地域ぐるみの教育の実現に近づきます。

さらに、地域学校協働本部事業と連携させることで、学校と地域が連携協働して行う活動について、効果的な協議を行うことができます。

学校評議員を学校運営協議会の委員として任命することにより、これまでの学校評議員を生かして、学校運営協議会へ移行することが可能です。

校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた学校評議員の体制から、学校運営の当事者として、一定の権限と責任をもって意見を述べることで体制になります。

移行する場合には、学校評議員の方々に、学校運営協議会制度について十分にご理解をいただくとともに、さらに学校や地域の課題を解決していくために必要な方を追加することも考えられます。



【機能の違い】

	学校運営協議会	学校評議員
活動の継続性	協議体の設置（校長の異動に左右されない）	校長の異動に左右される
組織的活動	協議体による組織的な活動の広がり	想定していない
役割の明確化	法令等に基づき役割（権限）が明確化	校長の運用
連携・協働	主体的参画による連携・協働性が向上	第三者的関わり

【制度の違い】

	学校運営協議会	学校評議員
法令上の根拠	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5（平成16年9月9日施行・平成29年3月31日改正） 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、<u>学校運営協議会を置くように努めなければならない。</u> ※努力義務	「学校教育法施行規則」第49条（平成12年4月1日施行） 各学校等は設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。 ※任意設置
目的	保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組む。	校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞く。
位置付け	法律に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の学校運営とそのために必要な支援について協議する合議体の機関。	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。合議体ではない。
任命	教育委員会が任命。 ※委員の身分は、特別職非常勤職員の地方公務員。	校長が推薦し、設置者が委嘱。 ※評議員の委嘱を、学校設置者から校長に委任することが可能。
主な内容	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、教育委員会規則に定められた範囲において意見を述べることができる。 ③教職員の任用に関して教育委員会規則に定められた範囲において意見を述べることができる。	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 学校評議員に意見を求める事項は校長が判断する。
人数	教育委員会が定める。	校長が定める。
報酬	あり（報酬額については、設置市町村の定めるところによる。）	有無を含め、設置市町村の定めるところによる。

Ⅱ 八街市学校運営協議会の運営

Ⅰ 学校運営協議会の年間の流れ

- ①「第1回学校運営協議会」を開催（4月～5月頃）【第1回】
 - ・委員の任命（市教育委員会から任命書配付）
 - ・委員の顔合わせ（自己紹介）
 - ・学校運営協議会の目的、委員の役割等の確認（前年度の引継ぎ事項を含む。）

（例）

【報告】・各委員より（地域に関する報告・連絡事項があれば）

【協議】・令和〇年度 学校運営の基本方針について

 - ・令和〇年度 年間計画（学校行事）について
 - ・令和〇年度 年間計画（学校運営協議会）について
 - ・令和〇年度 地域学校協働活動について
- ②学校だより等による学校運営協議会の活動報告（第1回会議終了後）
- ③「第2回学校運営協議会」を開催（6月～12月頃）【第2回】

（例）

 - ・各校で課題となっていること等について熟議※注する。
 - ・授業参観、意見交流
- ④学校だより等による学校運営協議会の活動報告（第2回会議終了後）
- ⑤コミュニティ・スクールの周知（1月～2月頃）
 - ・学校だよりやPTA広報誌等で告知し、保護者や地域の方の理解を深める。
- ⑥委員の選定（～2月頃）
 - ・規則に則り、各学校の実態に合わせ、学校運営協議会委員の選定と打診。
 - ・承諾書をもとに学校運営協議会委員の推薦書を作成し、教育委員会へ提出。
- ⑦学校運営協議会設置同意書の提出及び開催日の設定（2月～3月頃）
 - ・次年度年間計画の中に組み入れ、各学校で開催回数を設定する。
- ⑧「第3回学校運営協議会」を開催（2月～3月頃）【第3回】

（例）

【報告】・令和〇年度の活動について（地域学校協働活動）

【協議】・学校評価について

 - ・次年度への引継ぎ事項（学校運営方針など）について
- ⑨学校だより等による学校運営協議会の活動報告（第3回会議終了後）
- ⑩1年間の学校運営協議会活動状況報告書の提出（3月）

※注 熟議とは、多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のことです。

2 学校運営協議会委員の推薦及び委嘱

(1) 委員の定数

協議会は、委員10人以内で組織します。

ただし、対象学校数により人数の上限数が異なります。

協議会の対象学校が1校の場合 10人
協議会の対象学校が2校の場合 15人
協議会の対象学校が3校の場合 22人
協議会の対象学校が4校以上の場合 30人



(2) 委員の任期

委員の任期は、1年とします。

ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

また、委員を再任することができます。



地域と学校がともにつくる学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）では、その核となる学校運営協議会の実働性（活発な議論、積極的な参画等）が大切です。

長期の任期にした場合、委員の不適応や組織の停滞化等による実働性の低下が心配されます。そこで任期は1年以内とすることにしました。

一方で、保護者や地域住民の代表として積極的に活動している委員には、継続していただきたいと考え、再任を妨げないことも明文化しました。

校長をはじめ学校の職員には定期異動があり、いつまでもその学校に関わることはできません。それに対し、保護者や地域住民のほとんどの人は、その地域に住み、学校との関わりも長く続きます。学校での充実した教育活動や地域の教育力の向上及び地域活性化等を図るためには、計画的かつ継続的な取組も必要となります。

そのことから、前向きな考えで積極的に活動する委員には、学校や地域のために委員として長く活躍していただきたいと考えます。



(3) 委員の選出区分

学校運営協議会制度の趣旨に照らし、学校運営協議会の構成委員には、保護者と地域住民の代表者が不可欠です。

協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命します。

- 1 対象学校に係る地域住民
- 2 対象学校に係る保護者
- 3 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 対象学校の校長
- 5 対象学校の教職員
- 6 学識経験を有する者
- 7 その他教育委員会が適当と認める者



委員としてふさわしい人材は ……



自治会や町内会役員、民生委員児童委員、青少年相談員、地区社会福祉協議会の役員、小・中学校の校長、地域の施設の方、日頃から自校の教育活動を支援していただいている方、PTA、学校評議員、元教職員等の有識者、卒業生、地元民間企業の関係者など、学校が求める人材が考えられます。

目的に関して建設的な議論ができることが必要なので、校長先生と共に、協力しながら行動してくださる委員を選定することが重要です。

学校の教育活動に対し、日頃から関心がある方を委員に加えることにより、学校運営と連携した支援が期待できます。

また、人材を学校・地域で育成していくことも大切です。日頃の地域学校協働本部事業の活動の中で担い手の育成についてもご検討ください。

団体等の役員を「あて職」にするのは ……

「あて職」を用いれば、選出が長期的に安定できるという利点があります。

しかし、委員は学校運営への参画という大切な役割を担うため、人物本位で選ばないと、充実した協議・活動には繋がらないこともあります。

「あて職」という意識が浸透すると、委員自身の判断で「次は〇〇さん」と引き継いでしまい「校長の推薦」という意味がなくなります。また、学校運営への当事者意識の低下に繋がることになります。

役職や立場は委員選出の大切な判断材料となりますが、人物本位を考慮した上での選出を忘れてはいけません。



(4) 委員の守秘義務について

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
その職を退いた後も同様とします。

守秘義務について、保護者や地域住民代表等が学校運営協議会委員として知り得る情報には、個人情報も含め、公にすることが望ましくないものがあります。

学校運営協議会においては、子どもたちに関することも多く話されますので、人権上の配慮からも「守秘義務」の徹底を強く図っていく必要があると考えます。

なお、学校運営協議会委員は特別職非常勤職員の地方公務員として任命されます。



3 会長及び副会長の選出

会長及び副会長は、委員の互選により定めます。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができません。

会長は、会務を総理し、協議会を代表します。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その事務を代理します。

会長は、学校運営協議会を代表する立場になりますので、協議会での各委員の意見をまとめるとともに、その内容を対外的に発信しなくてはなりません。

そこで、ふさわしい人材としては、

○ 学校・家庭・地域のそれぞれの立場について理解でき、連携を進めることができる。

○ 話し合いをまとめる等、コーディネートができる。

などが考えられます。

また、選出に当たっては、「地域とともにある学校」という趣旨や「校長が作成する学校運営の基本方針への承認」という機能から、校長、教職員以外の委員から選出されることが望ましいと考えます。

4 学校運営協議会における基本方針の承認について

校長は、法第47条の5第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとします。

学校運営協議会が進める保護者や地域住民等の学校運営への参画について、その要となるのがこの権限・機能です。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）」に、学校運営協議会が必ず行うこととして定められています。

この「基本方針への承認」が行われなければ、学校運営協議会として認められません。

「承認」は、YES か NO かの「判断」というよりも、目標を共有し、よりよい学校を共につくっていかうとする「意思確認」（=Let's）という意味で捉えてください。



「基本方針への承認」は、学校運営協議会において委員総意のもと、会長が取りまとめて承認を行うこととなります。具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。

「基本方針への承認」が1回の協議で成り立たなかった場合は、議論を尽くし、成案を得るよう努めなければならないので、内容についての改善等を図り、再協議を行ってください。

なお、承認が得られない期間中においても、学校における教育活動は校長の指示の下に進めることができます。

5 学校運営協議会における意見の申出について

学校運営協議会は、学校運営の基本的な方針の承認に留まらず、対象学校の運営に関する事項等について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができると規定されています。

意見の内容

協議会からの意見の内容として、校長に対しては、教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動についてなどが考えられます。

教育委員会に対しては、学校の裁量拡大等の市教育行政の全般にかかわる制度や仕組みについてなどが考えられます。

校長への申出についての対応及び反映

学校の運営及び教育活動についての意見は、学校運営協議会において聴取することになります。

なお、この意見の反映については学校任せにせず、それぞれの委員の当事者意識によって生かされるようにしていくことが大切です。

教育委員会への申出についての対応及び反映

学校運営協議会での協議において、学校単位では解決が難しいと判断される事案が生じた場合は、教育委員会へ当該学校運営協議会として、書面にて意見の申出を行います。その際は、あくまでも合議体として行うことが留意点として示されています。

なお、学校運営協議会より提出された意見については、教育委員会内において対応を協議し、口頭又は書面にて回答を行うとともに、解決に努めます。

6 公開について

協議会の会議は、公開するものとします。

ただし、特別の事情があるときは、非公開とすることができます。

八街市における学校運営協議会での協議内容については、原則公開となります。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民とも同じビジョンを持って進めていくことが大切です。会議の傍聴や協議内容（会議記録）の公開は、その考え方に従って行うこととなります。

ただし、個人に関する情報を取り扱う場合など、特別の事情がある場合には非公開とすることができます。

また、傍聴を希望する際は、あらかじめ会長に申し出ることが必要となります。

なお、協議会の開催周知や議事録等の情報については、各学校の広報誌（学校だより等）やホームページに掲載します。



協議内容（会議記録）を学校だよりやホームページに掲載する場合、配慮すべきことは ……

情報の公開においては、個人情報の流出及びプライバシーの侵害になること、また風評やいじめにつながる等の人権上の問題になることに対して、十分に配慮する必要があります。

また、会議記録については、委員個々の発言をすべて記載する必要はありません。協議において決まったことを情報として公開してください。

7 学校評価について

協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行います。

学校評価は、子どもたちが安心して生き活きとした学校生活を送ることができる、よりよい学校づくりに資するものです。

学校評価を通じて、学校の教育課題の成果や課題を把握することができ、成果の見られた取組の一層の充実を図り、課題を解決していくことで、よりよい学校づくりを推進していくことができます。

また、限られた時間や人員で、必要度や緊急度の高い教育活動や、教育効果の高い活動に重点的に取り組む上でも重要な役割を果たすもので、教育の質の保証・向上、学校運営の組織的・継続的な改善、学校・家庭・地域の連携協力による「開かれた学校づくり」を目的とするものです。

【学校評価の目的とは】

- 1.各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- 2.各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- 3.各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定の水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

出典：文部科学省HP

Ⅲ 運営協議会 Q & A

Q 1 コミュニティ・スクールとは何ですか？

A コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置した学校のことをいいます。「学校運営協議会」とは、教育委員会により任命された学校運営協議会委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

Q 2 コミュニティ・スクールのねらいは何ですか？

A コミュニティ・スクールは、学校と地域が一緒になり、子どもの教育に取り組むことができる「地域とともにある学校」への転換と「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることをねらいとしています。コミュニティ・スクールを導入することで、地域の力を活かし、地域一体となって魅力ある学校づくりを進めることができます。

Q 3 学校運営協議会を設置した場合、学校評議員制度はどうなりますか？

A 本書 P 5 「(2) 学校運営協議会と学校評議員の違い」に記載のとおり、それぞれ別の制度になりますが、学校運営協議会は、学校評議員制度をさらに発展させたものになります。

そのため、学校運営協議会を設置した学校は、学校評議員を置かないことも可能となります。その際は、これまで学校評議員会で行われていた「学校関係者評価」を学校運営協議会の中で行うことができます。

Q 4 学校運営協議会委員を決めるのは誰ですか？

A 学校運営協議会委員は、校長の推薦により、教育委員会が特別職非常勤職員の方を地方公務員として任命します。

Q 5 どのような人が学校運営協議会委員になるのですか？

A 教育に関する理解及び識見を有する方の中から、任命することになっています。具体的には、自治会や町内会役員、民生委員児童委員、青少年相談員、地区社会福祉協議会の役員、小・中学校の校長、地域の施設の方、日頃から自校の教育活動を支援していただいている方など、保護者代表の方や学校・地域をよくご存知の方をお願いする場合があります。

また、校長が委員になる例が多く、目標を共有するためにも学校職員も委員に含めることが望ましいです。

Q6 学校運営協議会委員の人数は何人くらいですか？

A 定数は1校当たり10人以内です。ただし、対象学校数により人数の上限数が異なります。

- ・協議会の対象学校が1校の場合 10人
- ・協議会の対象学校が2校の場合 15人
- ・協議会の対象学校が3校の場合 22人
- ・協議会の対象学校が4校以上の場合 30人

[八街市学校運営協議会の設置等に関する規則]

Q7 学校運営協議会委員の任期はありますか？

A 委員の任期は、1年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。また、再任を妨げないこととなっています。

[八街市学校運営協議会の設置等に関する規則]

Q8 学校運営協議会の回数は何回くらいですか？

A 学校の実情によりますが、多くの場合3回～5回です。

Q9 学校運営協議会の主な機能は何ですか？

A 学校運営協議会の主な機能として3つ挙げられます。

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ③ 教職員の任用に関して、八街市学校運営協議会の設置等に関する規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

[地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5]

Q10 学校運営協議会の承認が得られない場合はどうしますか？

A 校長は、法第47条の5第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとします。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の各号の対応をとるものとします。

- (1) 対象学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。
- (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。
- (3) 協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

※ なお、学校運営協議会における「承認」は、YES か NO かの「判断」というよりも、目標を共有し、よりよい学校を共につくっていかうとする「意思確認」(=Let's)という意味で捉えてください。

「対象学校の経営計画に関する事項」や「対象学校の組織編成に関する事項」などについては、学校運営協議会の承認を得なければ、学校経営をスタートできないということではないので、必ず4月当初に学校運営協議会を開かなければならないということはありません。

Q11 学校運営協議会ではどのようなことを協議しますか？

A 学校運営協議会では、学校運営に関する「基本的な方針の承認」を行い、「学校や教育委員会への意見の申出」、「教職員の任用に関する意見の申出」を行う権限が法律上定められていますが、その合議体の機能を生かして、多くの学校で「学校評価」や「地域学校協働活動」についても協議が行われます。「課題」だけではなく、「未来」に向けた協議も並行して行うことがポイントです。

Q12 「教職員の任用に関する意見」の取扱いについて詳しく教えてください。

A 教職員の任用に関しては、「八街市学校運営協議会の設置等に関する規則」に定める事項により、学校運営協議会が教育委員会に意見を述べるができます。この際、校長は学校運営協議会に対し、校内体制の状況等について十分に説明し、共有しておくことが重要になります。

教職員の任用に関する意見は、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員の配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しする視点から述べられるものです。

また、学校運営協議会は合議体の機関なので、個人としての意見が尊重されるものではありません。

一例として、「小学校における外国語活動の充実のために、中・高の英語の免許を持った教員の配置の要望」や、「若手教職員の人材育成のために、学年主任ができるリーダー性を持った教員の配置の要望」等が挙げられます。

Q13 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を設置することで、教職員の負担が増えることはありませんか？

A コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が「何を目指すのか」という目標やビジョンを共有し、「何に取り組む必要があるか」等について協議する機関なので、仕組みを立ち上げる段階では、地域連携担当の職員等の負担が一時的に増えることがありますが、仕組みが軌道に乗れば、地域に役割を分担してもらうことができ、教職員の負担軽減につながります。

また、教職員が地域住民や様々な組織とつながり、顔が見える関係になることで、職場体験等で協力していただける企業や団体等を容易に見つけることができたり、学校の理解者が増えることで、苦情の件数が減ったりするなどの効果も現れています。

Q14 学校運営協議会委員の報酬や事故等の対応はどうなっていますか？

A 委員の報酬は、「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例」に基づき、1協議会当たり、1人年額 6,000円 を支払います。

また、万一の事故などの場合は、学校から事故報告を教育委員会に提出してください。

Q15 学校運営協議会委員には何か義務はあるのですか？

A 学校運営協議会委員として知り得た秘密は、在任中も退任後も、漏らしてはいけないことになっています。

〔八街市学校運営協議会の設置等に関する規則〕（地方公務員法第34条）

Q16 学校運営協議会委員の推薦の手続きはどうですか？

A 毎年2月頃に、教育委員会から校長に次年度の学校運営協議会委員の承諾書及び被推薦者名簿の提出をお願いします。

教育委員会では、推薦に基づいて任命書を用意し、配付しますので、第1回会議の際に自校の学校運営協議会委員にお渡しください。

Q17 学校運営協議会委員の追加や変更等があったらどうしますか？

A その都度、教育委員会に文書で協議してください。

Q18 学校運営協議会委員の会議に教職員を参加させてもいいのですか？

A 当該学校の教職員も委員となり得ます。委員以外の職員（事務職員を含む。）も、必要に応じて説明等のために出席させることができます。

八街市学校運営協議会の設置等に関する規則

令和 6 年 1 月 3 0 日

教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 4 7 条の 5 第 1 項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第 4 7 条の 5 第 1 項の規定に基づき、八街市立の小学校及び中学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 5 第 1 項ただし書に規定する 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成 2 9 年文部科学省令第 2 3 号）に定める事由に該当する場合であって、本市において 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるときは、当該 2 以上の学校を 1 つの単位とする協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校（法第 4 7 条の 5 に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長の他必要に応じて学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）の意見を聴くものとする。

(協議会の運営方針)

第 3 条 協議会は、教育委員会及び学校の校長の権限と責任の下、地域住民及び保護者の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(所掌事務)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象学校の校長が作成する基本的な方針の協議及び承認に関すること。
- (2) 対象学校の運営について教育委員会又は当該対象学校の校長に対し意見を述べること。
- (3) 対象学校の職員の任用について当該職員の任命権者に対し意見を述べること。
- (4) その他対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し必要と認めること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、10人以内とする。ただし、第2条第1項ただし書に規定する2以上の学校を1つの単位とする協議会を設置する場合の委員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を上限とした教育委員会が必要と認める数とする。

- (1) 協議会の対象学校が2校の場合 15人
- (2) 協議会の対象学校が3校の場合 22人
- (3) 協議会の対象学校が4校以上の場合 30人

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第10条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の組織編成に関する事項
- (3) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

- (1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

(評価及び情報提供)

第13条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の所在する地域の住民、保護者等に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修等を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会に対し、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その委員を解任することができる。

- (1) 委員が第6条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。
- 2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。
 - 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 協議会の設置及び委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和7年2月27日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

八街市学校運営協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和5年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、八街市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規則第2条第2項の規定による八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意向の確認に対し、対象学校の校長が設置に同意する場合は、設置同意書（別記様式第1号）を作成し教育委員会に提出するものとする。

(委員の任命)

第3条 対象学校の校長は、委員推薦書（別記様式第2号）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。

2 教育委員会は、規則第5条第1項の規定により任命した委員に対し、任命書（別記様式第3号）を交付する。

(基本方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の対応をとるものとする。

- (1) 対象学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。
- (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。
- (3) 対象学校の校長は、協議会の承認が得られるまでの間、教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

(意見の取扱い)

第5条 法第47条の5第6項及び同条第7項に規定する意見の取扱いは、次

によるものとする。

(1) 法第47条の5第6項の規定により、教育委員会又は校長に対して協議会から教育課程の編成に関する意見の申出がなされた場合は、原則として小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に反しない限度において当該意見を取り扱うものとする。

(2) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、教育委員会が定めている職員の配置基準の範囲内において当該意見を取り扱うものとする。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、八街市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和39年条例第3号）の定めるところにより年額を支払う。

(庶務)

第7条 会議の開催通知等、会議の運営に係る事務は、対象学校において処理する。

(会議結果の記録作成)

第8条 会長は、会議終了後、速やかに、会議結果の記録を作成するものとする。

(報告)

第9条 協議会は、毎年度終了後、協議会の活動状況を学校運営協議会活動状況報告書（別記様式第4号）により、教育委員会に報告するものとする。

(情報提供)

第10条 規則第13条第2項の規定による情報提供は、対象学校の学校だよりやホームページ等を通じて行う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条）

文 書 番 号
年 月 日

八街市教育委員会 様

八街市立
校長

学校運営協議会設置同意書

本校は、八街市学校運営協議会の運営に関する要綱第2条の規定により学校運営協議会の設置に同意します。

実施計画書 別紙のとおり

実施計画書

1. 学校の概要

学校名							
校長名					教職員数	人	
学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
学級数							
生徒数							
所在地							
電話番号				FAX番号			
学校ホームページURL							
代表メールアドレス							

2. 具体的な内容及び方法

(1) 学校運営協議会の開催（年間 回 実施）

	開催時期	主な協議内容等
第1回	令和 年 月 日（ ）	・
第2回	令和 年 月 日（ ）	・
第3回	令和 年 月 日（ ）	・

(2) その他

--

実施計画書

学校の概要について、記載してください。

1. 学校の概要

学校名	八街市立●●小学校						
校長名	八街 太郎				教職員数	19人	
学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
学級数	1	2	2	2	2	2	11
生徒数	28	43	38	41	39	47	236
所在地	八街市●●▲▲番地■						
電話番号	043-44●-▲▲▲▲			FAX番号	043-44●-▲▲▲▲		
学校ホームページURL	https://●●●●.jimdofree.com/						
代表メールアドレス	yachi.●●●●-e@ymt.hs.plala.or.jp						

2. 具体的な内容及び方法

年間の開催回数、開催時期、主な協議内容等について、記載してください。

(1) 学校運営協議会の開催（年間 3 回 実施）

	開催時期	主な協議内容等
第1回	令和 6 年 5 月 17 日（金）	- 委員の任命、会長及び副会長の選出 - 設置規則の確認、学校運営基本方針及び実施計画の承認、意見交流 等
第2回	令和 6 年 12 月 13 日（金）	- 課題解決のための協議 - 授業参観、意見交流 等
第3回	令和 7 年 2 月 28 日（金）	- 学校評価に係る協議 - 次年度の方向性の検討（学校運営基本方針）
	協議会の取組目標や重点的に協議したいこと等、特記事項があれば記載してください。	

(2) その他

- 承認した学校運営の基本方針の実現に向けて、以下の実践事項を推進する。
 - ① 学校・家庭・地域が一体となり、子どもの健全な育成のために、何ができるかを検討する。
 - ② 学校・家庭・地域が一体となり、学力の充実・向上に向けて、何ができるかを検討する。
- 学校運営協議会の活動について、学校だよりやホームページ等で周知する。

文 書 番 号
年 月 日

八街市教育委員会 様

八街市立
校長

学校運営協議会委員推薦書

八街市学校運営協議会の運営に関する要綱第3条第1項の規定により、本校の学校運営協議会委員として、下記の者を推薦します。

記

	(ふりがな) 推 薦 委 員 氏 名	現 住 所	八街市学校運営協議会の設置等に関する規則 第5条の区分
		所 属 (役 職 名)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

任 命 書

様

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
47条の5第2項の規定により、八街市立〇〇
〇〇〇の学校運営協議会委員に任命します

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

八街市教育委員会

年 月 日

八街市教育委員会 様

八街市立
学校運営協議会
会長

学校運営協議会活動状況報告書

八街市学校運営協議会の運営に関する要綱第9条の規定により、 年度の活動状況を下記のとおり報告します。

記

1. 年度の活動状況

（1）協議会の開催

回	日 時	人 数	主な議事、活動
	年 月 日 ： ～ ：		
	年 月 日 ： ～ ：		
	年 月 日 ： ～ ：		
	年 月 日 ： ～ ：		
	年 月 日 ： ～ ：		

（2）協議会から出された主な意見

2. 学校の取組

3. その他

※各回の会議録及び会議資料を併せて提出すること。

八街市立学校における学校運営協議会の傍聴に関する基準

令和6年4月26日作成

(趣旨)

第1条 この基準は、八街市学校運営協議会の設置等に関する規則第9条の規定に基づき、八街市立学校における学校運営協議会の傍聴について、必要な事項を定めます。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、学校運営協議会会長（以下「会長」という。）が定めた席のみとします。ただし、各学校運営協議会の事情に応じて報道関係者席等の特別席を設けることができます。

(傍聴席の定員等)

- 第3条 傍聴席の定員は、学校運営協議会の都度、会長が会場の収容人員等を考慮して定めます。
- 2 傍聴希望者は、会議当日会議開会前に傍聴受付簿に所定の事項を記入し、係員に傍聴を希望する旨を申し出ます。
 - 3 前項の規定により申し出があった傍聴希望者数が定員を超える場合は、くじにより傍聴人を決定します。

(傍聴席に入場することができない者)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができません。
- (1) 決定した傍聴人以外の者。
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者。
 - (3) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が傍聴することを不適當と認める者。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。
- (1) みだり傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、談話及び拍手等をしないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 写真等を撮影し、若しくは録画し、又は録音等をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会場の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしないこと。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は係員に指示させることができます。

2 会長は、前項の指示をし、又は係員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができます。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会長が八街市学校運営協議会の設置等に関する規則第9条第1項ただし書の規定により、会議を非公開とする旨の宣告をし、又は、前条の規定により退場を命じたときは、速やかに退場しなければなりません。

(補則)

第8条 この基準に定めのない事項は、会長が別に定めます。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。

令和 年 月 日

傍 聴 受 付 簿

傍聴人 住所 _____

氏名 _____

令和 年 月 日

傍 聴 受 付 簿

傍聴人 住所 _____

氏名 _____

令和 年 月 日

傍 聴 受 付 簿

傍聴人 住所 _____

氏名 _____

令和 年 月 日

傍 聴 受 付 簿

傍聴人 住所 _____

氏名 _____

	学校（学校運営協議会）	教育委員会
（前年度）～2月	学校運営協議会委員の選定を進める	・各学校に設置同意書と委員推薦書の提出を依頼 ※2月中（※初めて導入する前年度のみ、10月頃に依頼）
（前年度）2月～3月	・社会教育課に学校運営協議会設置同意書を提出（要綱第1号様式）※3月中頃まで（※初めて導入する前年度のみ、11月頃に提出） ※参考様式No.1	
	・学校運営協議会委員候補者への承諾依頼と承諾書の回収 ※3月中頃まで ※参考様式No.5、No.6	
	・社会教育課に学校運営協議会委員推薦書（要綱第2号様式）を提出※3月中頃まで ※参考様式No.2	・任命書の作成（要綱第3号様式） ※参考様式3
4月始め	・学校のHPを更新（学校運営協議会の日程を掲載）	・市HPを更新（学校運営協議会の日程を掲載）
4月中 （第1回会議の10日前までには）	・社会教育課に第1回会議の式次第を提出	・第1回学校運営協議会開催通知の作成及び発送（会長が決まっていなため） ・第1回会議の前に任命書を各校に配付 ・学校運営協議会委員への報酬支払い関係書類（債権者登録及びマイナンバー）の提出依頼準備 ※第1回会議の10日前頃までに ※参考様式No.7

5月（第1回） 11月（第2回） 2月（第3回）	・第1回会議の際に任命書を交付 ・第2回目以降の学校運営協議会開催通知を発送 ※会議の10日前頃までに ※参考様式No.8	
	・社会教育課に第〇回学校運営協議会の会議次第を事前に提出 ※会議の10日前頃までに	
	・第〇回学校運営協議会の開催	
	・第〇回学校運営協議会の開催後、<u>会議記録</u>の作成及び会議記録をHPに掲載 ※終了後速やかに ※参考様式No.9	
	・第〇回学校運営協議会の開催後、コミュニティ・スクールだよりの作成及びコミュニティ・スクールだよりをHPに掲載 ※終了後速やかに ※社会教育課にも紙媒体又はデータで提出	・各校から提出されたコミュニティ・スクールだよりを市HPに掲載
3月	・社会教育課に1年間の学校運営協議会活動状況報告書を報告（要綱第4号様式） ※参考様式No.4	

【参考様式集】

No.1	学校運営協議会設置同意書（別紙計画書含む）
No.2	学校運営協議会委員推薦書
No.3	任命書
No.4	学校運営協議会活動状況報告書
No.5	学校運営協議会委員 承諾依頼文
No.6	承諾書
No.7	学校運営協議会 開催通知（第1回）
No.8	学校運営協議会 開催通知（第2回目以降）
No.9	学校運営協議会 記録用

※この様式につきましては、市HPに掲載しています。ご活用ください。